

国際刑事裁判所規程 (ローマ規程) (1998年)

第八條(戦争犯罪) 1 裁判所は、戦争犯罪、特に、計画若しくは政策の一部として又は大規模に行われたそのような犯罪の一部として行われるものについて管轄権を有する。
2 この規程の適用上、「戦争犯罪」とは、次の行為をいう。

- (a) 千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、すなわち、関連するジュネーヴ条約に基づいて保護される人又は財産に対して行われる次のいずれかの行為
 - (i) 殺害
 - (ii) 拷問又は非人道的な待遇(生物学的な実験を含む)
 - (iii) 人身又は健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えること
 - (iv) 軍事上の必要性によつて正当化されない不法かつ意図的に行う財産の広範な破壊又は徹底的な捕虜その他の被保護者を強制して敵国の軍隊において服務させること
 - (v) 捕虜その他の被保護者からの公正な正式の裁判を受ける権利の剥奪
 - (vi) 不法な追放、移送又は拘禁
 - (b) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為
 - (i) 文民たる住民を自己又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること
 - (ii) 民間物、すなわち、軍事目標以外の物を故意に攻撃すること
 - (iii) 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民間物と与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること
 - (iv) 予期される具体的なかつ直接的な軍事的利益全体との比較、民間物の損傷又は自然環境に対する広範な、長期的かつ深刻な損害であつて、明らかに過度となり得るものを引き起こすことを認識しながら故意に攻撃すること
 - (v) 手段のいかを問わず、防衛されておらず、かつ、軍事目標でない都市、町村、住居又は建物を攻撃し、又は砲撃し若しくは爆撃すること
 - (vi) 武器を放棄して又は防衛の手段をもち持たずに自ら投降した戦闘員を殺害し、又は負傷させること
 - (vii) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章のほか、休戦旗又は敵国若しくは国際連合の旗若しくは軍隊の記章及び制服を不正に使用して、死亡又は重傷の結果をもたらすこと
 - (viii) 占領地が、その占領地域に自国の文民たる住民の一部を直接若しくは間接に移送すること又はその占領地域の住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内において若しくはその外に追放し若しくは移送すること
 - (ix) 宗教、教育、芸術、科学又は慈善のために使われる建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること
 - (x) 敵対する紛争当事国の権力内にある者に対し、身体の切断又はあらゆる種類の医学的若しくは科学的な実験であつて、その者の医療上正当と認められるものでも、その者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、又はその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせること
 - (xi) 敵対する紛争当事国又は軍隊に属する個人を背信的に殺害し、又は負傷させること
 - (xii) 助命しないことを宣言すること
 - (xiii) 敵対する紛争当事国の財産を破壊し、又は押収すること
 - (xiv) ただし、戦争の必要性から絶対的にその破壊又は押収を必要とする場合は、この限りでない
 - (xv) 敵対する紛争当事国の国民の権利及び訴権が消滅したことを停止したこと又は裁判所において受理されないことを宣言すること
 - (xvi) 敵対する紛争当事国の国民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に対し、その本国に対する軍事行動への参加を強制すること
 - (xvii) 砲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと
 - (xviii) 毒物又は毒を施した兵器を使用すること
 - (xix) 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物を使用すること
 - (xx) 人体内において容体、物質又は考案物とする弾丸(例えば、外包が硬い弾丸であつて、その外包が弾心を全面的に

は被覆しておらず、又はその外包が切込みが施されたもの)を使用すること。

- (xx) 武力紛争に関する国際法に違反して、その性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与え、又は本質的に無差別な兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法に戦闘の方法が、これら兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法が、包括的な禁止の対象とならぬ、かつ、第二百一十一条及び第二百三十三条の関連する規定に基づき改正によつてこの規程の附屬書に含められることを条件とする
- (xxi) 個人を辱めを侵すこと(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)
- (xxii) 強姦、性的な奴隷、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつて、ジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為を構成するものを行うこと
- (xxiii) 文民その他の被保護者の存在を、特定の地点、地域又は軍隊が軍事行動の対象とならぬようにするために利用すること
- (xxiv) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に攻撃すること
- (xxv) 戦闘の方法として、文民からその生存に不可欠な物品を奪取すること(ジュネーヴ諸条約に規定する救済品の分配を故意に妨げることを含む)によつて生ずる飢餓の状態を故意に利用すること
- (xxvi) 十五歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させようとする使用すること
- (c) 国際的な性質を有しない武力紛争の場合には、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれ第三三條に共通して規定する著しい違反、すなわち、敵対行為に直接に参加しない者(武器を放棄した軍隊の構成員及び病氣、負傷、抑留その他の事由により戦闘能力のない者を含む)に対する次のいすれかの行為
 - (i) 生命及び身体に対し害を加えること(特に、あらゆる種類の殺人、身体の切断、虐待及び拷問)
 - (ii) 個人の尊厳を侵害すること(特に、侮辱的で体面を汚す待遇)
 - (iii) 一般に不可欠と認められるすべての裁判上の保障を与え、正規に構成された裁判所の宣告する判決によることなく刑を言い渡し、及び執行すること
 - (d) (c)の規定は、国際的な性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない
 - (e) 確立された国際法の枠組みにおいて国際的な性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為
 - (i) 文民たる住民を自己又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること
 - (ii) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段及び要員を故意に攻撃すること
 - (iii) 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、武力紛争に関する国際法の下で文民又は民間物と与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること
 - (iv) 宗教、教育、芸術、科学又は慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院及び傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること
 - (v) 砲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと
 - (vi) 強姦、性的な奴隷、強制売春、前条2(f)に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であつて、ジュネーヴ諸条約のそれぞれ第三三條に共通して規定する著しい違反を構成するものを行うこと
 - (vii) 十五歳未満の児童を軍隊若しくは武装集団に強制的に徴集し若しくは志願に基づいて編入すること又は敵対行為に積極的に参加させるために使用すること
 - (viii) 紛争に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずること
 - (ix) ただし、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のため
 - (f) (e)の規定は、国際的な性質を有しない武力紛争について適用するものとし、暴動、独立の又は散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱及び緊張の事態については、適用しない。同規定は、政府当局と組織された武装集団との間又はそのような集団相互の間の長期化した武力紛争がある場合に於いて、国の領域内で生ずるそのような武力紛争について適用する
 - 2 (c)及び(f)の規定は、あらゆる正当な手段によつて、国内の法及び秩序を維持し若しくは回復し、又は国の統一を維持し、及び領土を保全するための政府の責任に影響を及ぼすものではない